

# 荒川区外に滞在中の方の不在者投票手続き (衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査)

荒川区の選挙人名簿に登録されている方で、仕事や旅行等で荒川区外に滞在している方は、滞在先の区市町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

## 投票用紙等の請求から投票までの流れ

1 別紙「不在者投票宣誓書兼請求書」に自書にて必要事項を記入して、荒川区選挙管理委員会に郵送または持参してください。FAXやEメールでの申請はできません。

なお、マイナンバーカードを利用したオンライン申請も可能です。詳細はお問い合わせください。

2 荒川区選挙管理委員会から、指定の送付先住所に投票用紙等を郵送します。今回の選挙は、衆議院解散から公示までが4日以内のため、**最高裁判所裁判官国民審査の不在者投票期間が2月1日(日)からとなります。**

このため、下記のとおり投票用紙を発送いたします。

**不在者投票宣誓書兼請求書の、投票用紙の請求を希望する選挙名に「」をしてください。**

投票用紙の請求をする選挙	投票用紙の発送日
衆議院議員選挙（小選挙区・比例代表）	1月28日(水)から
衆議院議員選挙（小選挙区・比例代表） + 最高裁判所裁判官国民審査	2月1日(日)から

3 投票用紙等が届きましたら、透明な袋は開封せずに送付されたもの一式を滞在地もしくはお近くの区市町村の選挙管理委員会に持参し、不在者投票を行ってください。

4 滞在先の選挙管理委員会から、投票済みの投票用紙等が荒川区選挙管理委員会へ郵送されてきます。さらに、選挙の当日に荒川区内の指定する投票所へ送られ、投票箱に投函されます。

**郵送のため日数がかかります。投票日当日までに荒川区選挙管理委員会に必ず到着するよう、投票用紙等の請求や投票の手続きはお早めにお願いします。**

### 注意事項

- 連絡先電話番号は携帯電話等確実に連絡がとれる電話番号を記入してください。
- 滞在先（投票用紙等送付先）の住所・方書きは**正確**に記入してください。
- 自宅で投票することはできません。
- 不在者投票期間は、1月28日(公示日の翌日)から2月7日(投票日前日)までです。投票日当日に不在者投票はできません。最高裁は2月1日から**
- 投票が可能な日時・場所等については、滞在先の選挙管理委員会にご確認ください。ご不明な点がございましたら、当選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

#### 【不在者投票宣誓書兼請求書の郵送または持参先】

荒川区選挙管理委員会事務局

〒116-0002

東京都荒川区荒川2丁目25番3号

#### 【問い合わせ先】

電話：03-3802-3111

内線：3413

担当：松元